

第 1 回常陸大宮市議会臨時会議案

令和 8 年 2 月 1 8 日

常 陸 大 宮 市

○目次

報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	P1
報告第2号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	P3
報告第3号	専決処分の報告について (常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例)	P5
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算(第6号))	P9
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算(第7号))	P11
議案第3号	令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算(第8号)	別冊

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和7年専決第10号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第10号

専決処分書

市道10188号線における車両損害事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月26日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

- 1 相手方
常陸大宮市在住者
- 2 損害賠償の額
一金24,948円
- 3 事故の概要
令和7年11月22日午後2時30分ごろ、相手方が中富町地内の市道10188号線を走行した際に、路面が損傷していたことにより、当該車両のフロントバンパーを損傷させ損害を与えた。
- 4 和解の内容
市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。
- 5 専決処分を行う理由
市道10188号線において発生した車両損害事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第7号の規定により、専決処分するものです。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和8年専決第4号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第4号

専決処分書

水戸北部中核工業団地内における物損事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

1 相手方

常陸大宮市外法人

2 損害賠償の額

一金308,000円

3 事故の概要

令和7年11月1日、水戸北部中核工業団地内市有地において立木の一部が折れて落下し、相手方所有地に設置されたフェンスに接触したことにより、当該フェンスを損傷させ損害を与えた。

4 和解の内容

市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。

5 専決処分を行う理由

水戸北部中核工業団地内において発生した物損事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第7号の規定により、専決処分するものです。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和8年専決第1号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第1号

専決処分書

常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月14日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、同府令に準じた措置を講ずるため、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第1号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年常陸大宮市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）、第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「，」を「及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第26条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙（令和8年専決第2号）のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月18日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第2号

専決処分書

令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算（第6号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月15日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

国の補助金を活用した物価高対応子育て応援手当及び茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金の支給に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 8 年専決第 3 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第3号

専決処分書

令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

衆議院の解散による総選挙の執行が令和8年2月8日に見込まれることに伴い、当該選挙の執行に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。